

飯塚市地方卸売市場買受人等設備導入補助金交付要綱

令和3年4月16日

飯塚市告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市地方卸売市場の移転に伴い、円滑な移転を促進し、もって新市場の発展を図るため、新市場へ設備導入を行う買受人等に対し、予算の範囲内において飯塚市地方卸売市場買受人等設備導入補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新市場 飯塚市有安958番地18に本市が設置する飯塚市地方卸売市場をいう。
- (2) 現市場 令和3年3月31日現在、本市が飯塚市菰田西3丁目6番1号に設置する飯塚市地方卸売市場をいう。
- (3) 買受人等 現市場において、飯塚市地方卸売市場条例(平成18年飯塚市条例第185号。以下「条例」という。)第20条の規定により市長の承認を受けた買受人又は条例第27条の規定により市長の許可を受けた附属営業人であって、条例第53条第1項若しくは第2項の規定により現市場における市場施設の使用について市長の許可を受けて使用し、又は同条第3項ただし書の規定により市長の承認を受けて施設を転借し、若しくは使用しているものをいう。
- (4) 移転 買受人等が、新市場における市場施設の使用について条例第53条の規定により市長の許可又は承認を受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、移転を行う買受人等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する買受人等については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 現市場又は新市場の使用料を滞納している者
- (2) 令和4年3月31日までに第6条第1項の規定による交付の決定(リース契約又は割賦契約(以下「リース契約等」という。)により支出される経費に係る補助金については、令和3年度分の補助金に係る交付の決定をいう。)を受けなかった者

- (3) 暴力団(飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (4) 暴力団員(飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
- (5) 暴力団員が役員となっている者又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
(補助対象設備等)

第4条 補助金の交付の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 算出した補助金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類(その写しを含む。以下同じ。)を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 新市場の市場施設に係る使用許可書
- (2) 現市場及び新市場の使用料の納付状況を確認できる書類
- (3) 補助対象設備の見積書
- (4) 補助対象設備の図面及び整備概要がわかる書類
- (5) リース契約等に係る契約書
- (6) リース契約等に係る返済予定表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年度中にリース契約等により支出される経費に係る補助金の交付を受けた買受人等が令和4年度以降に当該年度分の補助金の交付を申請するときは、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付(決定・却下)通知書により通知するものとする。

- 2 前条第2項規定による申請については、前項の規定による通知をもって、当該申請に係る補助金の額の確定の通知をしたものとみなす。

(変更等の申請)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、事前に補助金(変更・中止)申請書に第5条第1項各号に掲げる書類のうち

ち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

(変更等の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を書面で通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、別表第2に定める期日までに、補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書その他費用の支払及びその明細を確認できる書類
- (2) 契約書(リース契約等により設備を導入した場合に限る。)
- (3) 補助対象設備の導入を完了したことがわかる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定による申請があったときは、前項の規定による報告があったものとみなす。

(確定の通知)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 第6条第2項に規定する通知又は前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第12条 交付決定者は、リース契約等を除き、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書にその理由を添えて、市長に請求しなければならない。

2 前項の規定により交付決定者が請求することのできる概算払の額は、補助金の交付決定額に100分の80を乗じて得た額に相当する額を限度とする。

3 概算払の請求額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて交付する。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付申請書に記載された予定期間内に補助対象事業を実施しないとき。

(4) 補助金対象者が、第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは法令若しくは本市の条例、規則若しくはこの告示又はこれらに基づく市長の命令若しくは指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定(一部)取消通知書により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第6条第2項又は第10条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 交付決定者は、補助金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。

(確認等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条から第16条までの規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1(第4条関係)

補助対象設備	冷凍庫、冷蔵庫
補助対象経費	<p>新市場における冷凍・冷蔵施設の設備導入及び設置に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 消費税その他の租税公課</p> <p>(2) 契約手続等に要する経費</p> <p>(3) 保守費その他の附帯サービスに係る経費</p> <p>(4) 現市場における設備の撤去(移設を除く。)又は処分のための工事に要した経費</p> <p>(5) リース契約等により設備を導入する場合にあっては、当該リース契約等期間のうち60月を超える期間において支出される経費</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象とすることが適当でないとする経費</p>
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	<p>1 補助対象設備1台当たりの補助限度額は、次の各号に掲げる規模につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 0.5坪以上1.0坪未満 40万円</p> <p>(2) 1.0坪以上1.5坪未満 50万円</p> <p>(3) 1.5坪以上2.0坪未満 60万円</p> <p>(4) 2.0坪以上2.5坪未満 70万円</p> <p>(5) 2.5坪以上3.0坪未満 90万円</p> <p>(6) 3.0坪以上 100万円</p> <p>2 リース契約等に係る補助対象期間については60月を超えないものとし、1年度当たりの補助限度額は、1の各号に掲げる補助限度額をリース契約等の期間の月数で除したものにリース契約等の期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(10円未満切捨て)とする。</p>

別表第2(第9条関係)

区 分	実績報告書の提出期限
一括	購入した日の属する月の末日まで
リース契約等	年度(4月から3月まで)の実績を当該年度の3月末日まで ただし、年度の途中で補助対象期間が終了する場合は、 終了した日の属する月の末日まで